

令和5年

乙訓消防組合第1回議会
会 議 録

令和5年3月29日

乙訓消防組合議会

乙訓消防組合議会令和5年第1回定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	1
○開会	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	3
○日程 2	会期の決定	3
○日程 3	管理者の諸報告	3
○日程 4	監査報告第1号 定期監査の結果報告について 監査報告第2号 例月出納検査の結果報告について	6
○日程 5	議案第 1号 乙訓消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	6
○日程 6	議案第 2号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	8
○日程 7	議案第 3号 令和4年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第3号)について	9
○日程 8	議案第 4号 令和5年度乙訓消防組合一般会計予算について	10
	(追加)	
○日程 9	議案第 5号 乙訓消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	23
○閉会	25

令和5年3月29日（水）

会 議 録

乙訓消防組合議会令和5年第1回定例会

議事日程第1号

令和5年3月29日(水)

午前9時57分開議

○出席議員(9名)

向日市	米重健男議員	天野俊宏議員
	福田正人議員	
長岡京市	中村歩議員	福島和人議員
	上村真造議員	進藤裕之議員
大山崎町	島一嘉議員	波多野庇砂議員

○欠席議員(0名)

○事務局職員出席者

総 務 課 孟 志 書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者(13名)

中小路 健 吾	管 理 者(長岡京市長)
安 田 守	副管理者(向日市長)
前 川 光	副管理者(大山崎町長)
小 林 賢 次	代 表 監 査 委 員
井 上 浩 二	会 計 管 理 者
松 岡 隆 司	消 防 長
浅 田 太	本 部 次 長
高 橋 義 彦	本 部 次 長 兼 警 防 課 長
壬 生 成	向 日 消 防 署 長
小 林 秀 行	長 岡 京 消 防 署 長
佐 伯 英 樹	大 山 崎 消 防 署 長
岡 正 幸	本 部 総 務 課 長
竹 上 宏	本 部 救 急 課 長

○議事日程

日程 1	会議録署名議員の指名
日程 2	会期の決定

- 日程 3 管理者の諸報告
- 日程 4 監査報告第1号 定期監査の結果報告について
監査報告第2号 例月出納検査の結果報告について
- 日程 5 報告第 1号 乙訓消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程 6 議案第 2号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程 7 議案第 3号 令和4年度乙訓消防組合一般会計補正予算（第3号）について
- 日程 8 議案第 4号 令和5年度乙訓消防組合一般会計予算について
(追加)
- 日程 9 議案第 5号 乙訓消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○会議録署名議員

大山崎町 島 一 嘉 議員

大山崎町 波多野 庇 砂 議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前9時57分

○天野俊宏議長 皆さん、おはようございます。

定刻より早いですけれども、皆さんおそろいですので始めさせていただきたいと思えます。

開会に先立ちまして、管理者から、消防本部予防課長が忌引きのため欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

また、事務局から参考資料が席上に配付されておりますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は9人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓消防組合議会令和5年第1回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、去る1月15日に、任期満了に伴います長岡京市長選挙が執行され、中小路市長が当選され、引き続き市政を担当されることとなりました。この場をお借りし、お祝い申し上げます。

また、乙訓消防組合の管理者としても、引き続き担当していただくことになりましたので、この際、ご紹介をさせていただきます。

ここで、中小路管理者から発言の申出がありますので、この際、許可いたします。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 おはようございます。

ただいまご紹介いただきましたように、去る1月に行われました長岡京市の市長選挙におきまして、引き続き3期目市政を担わせていただくこととなりました。また、併せまして乙訓消防組合の管理者も引き続き拝命させていただきました。

議員の皆様方には、今後とも、ぜひご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○天野俊宏議長 それでは、日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、島一嘉議員、波多野庇砂議員を指名いたします。

○

○天野俊宏議長 次に、日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期につきましては、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

○天野俊宏議長 次に、日程3、管理者の諸報告であります。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 それでは、改めまして、本日、乙訓消防組合議会令和5年第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、管理者諸報告をさせていただきます。

まず初めに、令和4年12月から令和5年2月までの3か月間の火災、救助、救急、その他災害件数、高速道路出場状況についてご報告いたします。

この間の出場件数につきましては、お手元に配付をさせていただいております資料のとおり、総計2,069件の出場をいたしております。内訳では、火災出場5件、救助出場24件、その他災害出場3件、救急出場につきましては、2,037件となっております。

前年同期と比較いたしまして、火災出場は4件減少し、救助出場は2件の増加、その他災害出場は12件減少となっております。一方、救急出場は203件の増加となっております。

火災5件の内訳は、建物火災が3件、車両火災が1件、その他火災が1件でございます。

建物火災では、住宅用火災警報器の設置が必要となる対象物は1件でしたが、設置はされておりませんでした。

また、高速道路上への災害出場につきましては、火災に1件、救助に3件、その他災害に1件、救急に2件出場いたしております。

なお、3月24日に長岡京市勝竜寺地内で発生しました火災について、ご報告申し上げます。

この火災では、木造3階建て住宅、延べ面積約170平方メートルのうち、2階及び3階部分が焼損、出火原因については調査中ではありますが、けが人等はございませんでした。

次に、令和4年中の火災・救急等の件数の概要について、ご報告いたします。

初めに、火災件数は29件で、前年と同件数であり、損害額は4,800万3,000円、前年に比べ8,355万2,000円減少いたしております。

火災の原因では、その他が6件、こんろが5件、不明が4件で、配線器具が3件、電気装置、たき火が各2件、電気機器、放火、放火の疑い、マッチ・ライター、電灯・電話等の配線、たばこ、かまどが各1件となっております。

一方、救急件数は7,588件で、前年と比べ1,303件増加し、1日平均20.8件に出場し、医療機関に18.4人を搬送したことになります。

内容としましては、急病が5,073件で全体の66.9%を占め、次いで、一般負傷の1,216件、交通事故の515件となっており、入院を必要としない軽症と診断されましたのが、全搬送人員6,732人中3,516人で、全体の52.2%を占めております。

なお、救助出場は69件、その他災害は29件となっております。

この内容は、令和4年消防統計として取りまとめ、先般、関係各位にお配りさせていただいたところでございます。

また、高速道路への出場状況につきましては、火災が3件、救助が3件、救急9件、その他2件で、延べ17件、47隊、164名の隊員が出場いたしております。

乙訓消防組合といたしましては、これからも人命救助を最優先に、被害を最小限に食い止める活動を行い、乙訓15万住民が安心して暮らしていけるよう最善を尽くす所存でございます。

次に、令和4年度更新の消防車両についてご報告をいたします。

向日消防署配置の司令車は、昨年の10月3日に納車され、既に運用を開始しております。

長岡京消防署東分署に配置の水槽付き消防ポンプ自動車は、本年2月24日に納車され、納入業者から取り扱い説明を受け、3月16日から運用を開始しております。

今後につきましても、財政事情が大変厳しい状況ではございますが、計画的な消防車両の整備、充実に努め、信頼される力強い消防体制を確立し、住民生活のさらなる安全

確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、火災予防の啓発についてご報告いたします。

本年1月22日に神戸市兵庫区で、4名の死者と4名の負傷者が発生いたしました共同住宅火災を受け、出火防止と住宅用火災警報器設置による火災の早期発見に主眼を置いた啓発チラシを作成し、2月2日から火災建物と築年数の近い、築50年を超える共同住宅に居住する方に対しまして、緊急の防火訪問を実施し、火の元の再点検や階段等の避難経路の確認、住宅用火災警報器の設置、交換につきまして防火指導を行い、注意喚起を図りました。

次に、3月1日から7日までの7日間、全国一斉に春季火災予防運動が展開されました。

乙訓消防組合内におきましても、車両による巡回広報、町内会への防火チラシの回覧、一般住宅への防火啓発チラシのポスティングなどを通して、住民の方々の防火意識の高揚を図りました。

また、去る3月5日には、ダイハツ工業株式会社京都大山崎工場におきまして、京都府消防協会乙訓支部と合同で、大規模火災を想定した総合消防訓練を実施し、二市一町消防団との連携強化を図ったところであります。

次に、京都府南部消防指令センターの共同運用の検討についてご報告いたします。

これまで、参加9消防本部の消防長で構成する共同運用検討会において、様々な視点から協議を重ね、去る1月25日には、南部9消防本部全てが消防指令センター共同運用の実現に向けた取組を進めていくことに合意し、公表発表されたところであります。

昨日開催されました共同運用の検討会では、令和9年度からの運用開始に向け、次の段階に手続等を進めていくということが確認されました。

これを受けまして、より具体的かつ迅速に意思決定が図れる体制整備とするため、参加消防本部の首長、管理者及び京都府で組織する任意の協議会の設置や共同運用の実現に向けた基本的事項などを定めた基本協定書の締結を4月初旬に予定しております。

なお、本議会には、より具体的な検討に必要な設計業務について予算案を計上させていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

今後におきましても、都度ご報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、4月1日付で行います人事異動についてであります。

本年度、3月31日付をもって管理職員1名を含む2名の消防職員が退職いたしますが、今回の人事異動につきましては、高度・専門化する消防業務の向上と、人材育成につながる組織体制の確立を基本として、3月24日に異動内示を行いました。

その内容といたしましては、所属在籍年数の長い職員の異動、また、係長級に若手職員を登用するなど、総勢56名の異動内示をいたしました。

新規職員につきましては6名を採用し、府市共同運用となっております消防学校に入

校させ、消防士としての基礎教育であります初任教育課程を受講いたします。

以上、管理者諸報告とさせていただきます。

○

○**天野俊宏議長** 次に、日程4、監査報告第1号 定期監査の結果報告について、監査報告第2号 例月出納検査の結果報告についてであります。

代表監査委員の報告を求めます。

小林代表監査委員。

○**小林賢次代表監査委員** 令和4年度定期監査結果につきまして、ご報告を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施いたしましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

定期監査の実施対象は、消防本部の総務課、予防課、警防課、救急課及び向日消防署、長岡京消防署、大山崎消防署であります。

監査の実施に当たりましては、各所管から資料の提出を求め、財務及び事業に関する事務の執行が、公正で合理的、かつ、効率的に行われているかを重点に実施いたしました。

その結果、財務及び事業等の全般に関しまして、事務事業の執行は適正に処理されているものと確認いたしました。

なお、個々の監査結果につきましては、お手元にお配りいたしております報告書のとおりであります。

以上で定期監査の結果報告を終わります。

続きまして、例月出納検査結果のご報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和4年度一般会計の令和4年11月分、12月分、令和5年1月分の例月出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定によりその結果を報告いたします。

各月ごとに、関係諸帳簿、公金受払報告書、その他裏づけとなります帳票書類及び金融機関残高証明書等を照合するなど、検査をいたしました結果、計数に誤りもなく、出納及び現金の保管等、適正に処理されていたことを確認いたしました。

なお、検査の対象、時期、概要及び結果につきましては、お手元にお配りしております報告書のとおりであります。

以上で例月出納検査の結果報告を終わります。

○**天野俊宏議長** 以上で定期監査の結果報告及び例月出納検査の結果報告を終わります。

○

○**天野俊宏議長** 次に、日程5、議案第1号 乙訓消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○**中小路健吾管理者** 日程5、議案第1号 乙訓消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてをご説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条による、改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に関しまして、必要な事項を定める条例を制定する必要があるので提案させていただくものであります。

内容といたしましては、デジタル社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大する中、データ流通と個人情報保護の両立を図ることを目的とし、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、個人情報の保護に関する法律が改定をされました。

現在、当組合の個人情報保護制度は、乙訓消防組合個人情報保護条例により運用しておりますが、令和5年4月1日からは、改正後の個人情報の保護に関する法律により、国、地方公共団体等が共通ルールにより運用することとなります。

本条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関しまして、条例で規定する事項、並びに規定することができることとされている事項について定めるものであります。

また、附則におきまして、乙訓消防組合個人情報保護条例の廃止、及び必要な経過措置を定めております。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**天野俊宏議長** ただいま、管理者から提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。

討論ございませんか。

米重議員。

○**米重健男議員** 本議案は、国の個人情報保護法の改正に基づく自治体への個人情報保護法の改正条例でございます。

そうした中で、国の個人情報保護法の改正については、日本共産党といたしましては、個人情報保護の後退につながると判断しております。

そのため、本条例については、賛成させていただけないものであり、反対とさせていただきます。

○**天野俊宏議長** ほかに、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第1号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第1号 乙訓消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案どおり可決されました。

○

○**天野俊宏議長** 次に、日程6、議案第2号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○**中小路健吾管理者** 日程6、議案第2号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、現行の乙訓消防組合個人情報保護条例を引用する条例の規定を、個人情報の保護に関する法律、または新規制定の乙訓消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の引用に改めるなど、乙訓消防組合情報公開条例等、3本の関係条例の規定を整備する条例を制定しようとするものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○**天野俊宏議長** ただいま、管理者から提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。

討論ございませんか。

米重議員。

○**米重健男議員** 本議案につきましては、先ほどの個人情報保護法改正に伴う関係条例の改正ではございますが、日本共産党といたしましては、二市一町において対応が異なりますことから、この件については留保とさせていただきたいと思っております。

○**天野俊宏議長** ほかに、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

ここで、米重議員及び中村議員から、本件について留保する旨の発言がありましたので、退席してください。

議案第2号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第2号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

○**天野俊宏議長** 次に、日程 7、議案第 3 号 令和 4 年度乙訓消防組合一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○**中小路健吾管理者** 日程 7、議案第 3 号 令和 4 年度乙訓消防組合一般会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の補正といたしまして、執行済みの残額等を精査の上、調製するものであります。

内容といたしましては、既定の歳入歳出予算総額を、それぞれ 2,449 万 6,000 円減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 20 億 5,022 万 9,000 円とするものであります。

それでは、6 ページ、歳出からご説明申し上げます。

款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費では、節 1 2 委託料の不用額を整理し、10 万円を減額するものであります。

次に、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費では、節 7 の報償費、節 8 の旅費、節 10 の需用費、節 11 の役務費、節 12 の委託料、節 13 使用料及び節 18 負担金の不用額を整理し、また、目 2 財産管理費では、光熱水費の不足分を計上し、款 2 総務費で合計 317 万円を減額するものであります。

次に、7 ページをお開き願います。

款 3 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費では、節 3 職員手当等、節 4 共済費、節 7 報償費、節 8 の旅費、節 10 の需用費、節 11 役務費、節 13 使用料及び節 18 負担金の不用額を整理いたしました。

次に、8 ページをお開き願います。

目 2 消防施設費では、節 1 7 備品購入費の不用額を整理し、款 3 消防費で合計 2,091 万 7,000 円を減額するものであります。

次に、款 4 公債費、項 1 公債費、目 2 利子では、組合債利子の不用額を整理し、30 万 9,000 円を減額するものであります。

次に、5 ページに戻りまして、歳入についてご説明申し上げます。

款 1 分担金及び負担金では、歳出における減額等に伴い、構成市町からの分担金を、2,627 万 9,000 円減額しております。

次に、款 6 諸収入では、高速道路救急支弁金の金額の確定による整理及び消防指令センター共同運用基本調査負担金の返還金の受入れに伴い、28 万 3,000 円を増額するものであります。

次に、款 7 組合債では、普通ポンプ自動車の購入に係る契約額等の確定に伴い、消防車両整備業債 30 万円を減額するものであります。

次に、款 8 府支出金では、きょうと地域連携交付金の交付内定に伴い、新たに款を設け、180 万円を計上するものであります。

以上が歳入予算の概要であります。

次に、3 ページの第 2 表地方債補正につきましては、消防車両整備事業債の補正後の限度額等を定めております。

以上、令和 4 年度乙訓消防組合一般会計補正予算（第 3 号）についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○天野俊宏議長 ただいま、管理者から提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

では、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第 3 号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第 3 号 令和 4 年度乙訓消防組合一般会計補正予算（第 3 号）については、原案どおり可決されました。

○

○天野俊宏議長 次に、日程 8、議案第 4 号 令和 5 年度乙訓消防組合一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 日程 8、議案第 4 号 令和 5 年度乙訓消防組合一般会計予算について、ご説明申し上げます。

月例経済報告によりますと、我が国経済の基調判断は、景気はこのところ一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直しているとされております。

また、先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあり、景気が持ち直していくことが期待されております。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。

また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要があります。

構成市町におきましては、税収の大幅な増加が見込めない状況の中で、公共施設やインフラの更新整備、少子高齢化の中、増え続けます社会保障費への対応、原油価格・物

価高騰の影響等、今後においても、依然として厳しい財政運営となることを見込まれております。

こうした状況を踏まえ、乙訓消防組合の令和5年度予算編成におきましては、厳しい財政状況を全職員が認識し、維持管理経費を含めた経常経費の節減・合理化を図りながら、事務事業の計画的かつ効率的・合理的な推進と、消防力の充実を図るため、中長期的な予算編成を行ったところであります。

令和5年度当初予算規模といたしましては、歳入歳出それぞれ19億8,414万3,000円で、前年度当初予算と比較しますと、5,820万9,000円、2.9%の減となっております。

なお、詳細につきましては、松岡消防長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○天野俊宏議長 松岡消防長。

○松岡隆司消防長 それでは、令和5年度乙訓消防組合一般会計予算の細部につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明いたします。7ページをお開き願います。

款1議会費は、議員報酬9名分の議会開会に要する経費のほか、行政視察を計画させていただいており、対前年度比16.9%減の145万1,000円でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は3,537万8,000円で、対前年度比2.7%の減でございます。

主な内容として、8ページをご覧くださいまして、委託料では、職員健康診断委託料等11件分で、1,118万5,000円、9ページにまたがります使用料及び賃借料では、庁内ネットワークの機器等借上料等15件分で1,432万5,000円を計上しております。

目2財産管理費は4,741万5,000円で、対前年度比11.3%の増でございます。

主な内容といたしまして、需用費では、消防本部及び消防署庁舎の光熱水費と、施設維持のための修繕料、合わせて2,918万8,000円を計上し、11ページまでまたがります委託料では、各署所の清掃委託料等20件分で、1,799万8,000円を計上しております。

目3基金費は、財政調整基金利子積立金として7,000円を計上しております。

次に、項2監査委員費は、委員3名に対する報酬等として、31万9,000円を計上しております。

款3消防費、項1消防費、目1常備消防費は17億2,467万8,000円で、対前年度比1.4%の減でございます。

主な内容といたしまして、節2給料、12ページにまたがります節3職員手当等、節4共済費、節5災害補償費及び、13ページにございませぬ節18負担金・補助及び交付

金のうち、社会保険負担金を含めた職員人件費が16億1,866万1,000円で、歳出全体の81.6%を占めております。

次に、12ページにお戻り願いまして、需用費では、防火衣一式の更新費用を含む被服費2,294万8,000円等で、合わせて4,811万円を計上しております。

次に、13ページにまたがります委託料では、通信指令装置保守委託料等5件分で2,625万5,000円、負担金・補助及び交付金では、消防学校等の研修参加負担金等で、1,499万9,000円を計上しております。

次に、14ページをご覧くださいまして、目2消防施設費は3,059万2,000円で、備品購入費では、消防OAシステム用サーバ購入費等で2,634万4,000円、負担金・補助及び交付金では、消防指令センター共同運用実施設計負担金424万8,000円を計上しております。

款4公債費は、1億4,130万3,000円で、対前年度比11.0%の減となっております。

款5予備費は、300万円を計上しております。

以上、歳出予算のご説明とさせていただきます。

次に、5ページにお戻りいただきまして、歳入についてご説明いたします。

款1分担金及び負担金は、構成市町からの分担金で、19億6,768万2,000円を計上し、対前年度比0.7%の減となっております。

なお、特別分担金につきましては、京都府市町村職員退職手当組合の赤字対策特別分担金でございます。

次に、款2使用料及び手数料は、危険物関係事務手数料等で170万3,000円、款3財産収入は、財政調整基金利子で7,000円、款4繰入金は、財政調整基金繰入金で1,000万円、款5繰越金は、前年度繰越金で300万円を計上しております。

6ページをご覧くださいまして、款6諸収入、項1預金利子は、歳計外現金及び歳計現金の預金利子で2,000円、項2雑入は、高速道路救急支弁金等で174万9,000円を計上しております。

最後に、議案かがみの第2条で、一時借入金の借入最高額を2,000万円と定めております。

以上、令和5年度乙訓消防組一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○天野俊宏議長 ただいま、管理者及び消防長から提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

米重議員。

○米重健男議員 消防施設費のところなのですからけれども、庁用備品のサーバーの入れ替えの分ですが、これは共同運用のこととはまた別途、関係ない形のものということで、理

解でよろしかったでしょうか。

○天野俊宏議長 岡本部総務課長。

○岡 正幸本部総務課長 これにつきましては、共同運用とは別のものになっておりまして、令和5年度で、OSのサポートが切れますので、更新をさせていただくものでございます。

○天野俊宏議長 島議員。

○島 一嘉議員 13ページのところで、負担金・補助及び交付金ですけれど、大型免許の資格取得助成金ということで、22万円計上されているわけですが、これは何名の方を対象に、幾らの補助割合という感じで計算されているのか、根拠の部分をお聞かせください。

○天野俊宏議長 岡本部総務課長。

○岡 正幸本部総務課長 これにつきましては、資格取得の補助ということで、対象とさせていただきます。1人当たり5万5,000円の助成を考えておりまして、職員4名につきまして助成をするという形で実施させていただきます。

○天野俊宏議長 島議員。

○島 一嘉議員 実際に取りられる方が、個人負担される分も幾らかある中の助成と思うのですが、その大型免許もいろいろ種類があるから難しいかと思うのですが、5万5,000円というのは、免許取得にかかる費用の半分くらいを予定という形になっているのでしょうか。

○天野俊宏議長 岡本部総務課長。

○岡 正幸本部総務課長 大体4分の1程度でございます。

○天野俊宏議長 島議員。

○島 一嘉議員 大体20万円ぐらいかかっているかと思います。結構お金がかかる部分ですから、この助成というのが必要になるので、もっと制度をいろいろ活用した中での助成措置というものを活用していくべきかと思うのですが、国といいますか、独自の助成ではなくて、依頼できる制度というものの活用はされているのでしょうか。

○天野俊宏議長 岡本部総務課長。

○岡 正幸本部総務課長 これにつきましては、乙訓消防独自で、内部で考えた内容でございます。

○天野俊宏議長 島議員。

○島 一嘉議員 制度の中では、消防団とかの場合でしたら国からの助成金とかがあるかと思うのですが、職員に対しては、そういう体制というのはないのでしょうか。

○天野俊宏議長 松岡消防長。

○松岡隆司消防長 消防団員の方につきましては、免許制度は変わって、その補助という形が出ておりますけれども、常備消防側については、現在のところ、そういった制度はあるということは、情報が入っておりませんので、独自のその免許の取得に対する助成

という対応で現在やっております。

○天野俊宏議長 島議員。

○島 一嘉議員 わかりました。結構です。

○天野俊宏議長 ほかに、質疑ございませんか。

福田議員。

○福田正人議員 光熱水費、2,770万円程度計上されていますけども、二市一町、ゼロカーボン宣言を発出をされました。これからどんどん加速度を増して、様々な対策がとられていくと。

主に電気の部分でありますけども、多少の変動はあると言われてますけども、おそらく今の水準、もしくはそれ以上の、電力の価格が高騰ということ、言われてます。そういう中で、乙訓消防として、再生可能エネルギー、これに対する考え方が、どのようなことであるのか、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○天野俊宏議長 中小路管理者。

○中小路健吾管理者 現在のところで、各庁舎において再生可能エネルギーの、使用するというような計画等については、持ち合わせていないところではありますが、現状、各構成団体であります市町においても、再生可能エネルギー等の拡充に向けて、また、それぞれゼロカーボンシティを目指していく等々の動きが、当然のことながら出てきておりますので、消防組合、またそれぞれの一部事務組合としても、どういう形での推進を図っていけるのかということについて、しっかりまた情報共有しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○天野俊宏議長 ほかに、質疑ございませんか。

中村議員。

○中村 歩議員 14ページの消防指令センター共同運用実施設計負担金について、お伺いいたします。これは実施設計自体の、どのような形態で、今現在検討されていらっしゃるのか。

○天野俊宏議長 松岡消防長。

○松岡隆司消防長 決定している事項というのは、まだございませんけれども、全国的に見まして、プロポーザル方式も含めまして検討しているような状況でございます。

○天野俊宏議長 中村議員。

○中村 歩議員 ありがとうございます。もう2点伺います。昨年、第8波のときに、職員の方が罹患をされて、体制の確保に非常にご苦労されたというお話をお聞きしました。

3部制を2部制にして対応されたというようなお話もお聞きしたのですけれども、そういった体制の変更とかということが、職員の皆さんの負担にならないかとも懸念するのですけれども、例えばインターバルの時間が短縮された場合に、適正な手当というのか、職員の方への処遇というのは、図られるのでしょうか。図られてきたのか。

○天野俊宏議長 松岡消防長。

○松岡隆司消防長 家族の罹患ですとかいうことで、自宅待機になっている職員も多くなってくると、その車両を動かすのに必要な、最低確保人員というのが取れなくなるといふことで、3部の体制を2部に変えて、対応を図ってきたところでございます。

コロナの対応につきましては、そのコロナ事案については、コロナ手当というところで担保されているところでございます。

また、時間外の勤務が発生した場合には、時間外の手当ということで対応させていただいております。

○天野俊宏議長 中村議員。

○中村 歩議員 ありがとうございます。もう1点お伺いしたいのですけれども、今後、コロナが5類に引き下げをされて、対策なども緩和されていくという中で、コロナ病床自体をやめられるという、そういった医療機関も出てくると思うのですけれども、そういった場合に、一部の病床を維持している病院に救急搬送が集中するようなことがないのかなというふうに、そういうこともあり得るのかなというふうに思うのですけれども、そういった医療機関との情報共有とか、救急の体制の、今後の方針に関して、今の段階でご検討されていることがあれば。

○天野俊宏議長 竹上本部救急課長。

○竹上本部救急課長 ただ今の質問についてですが、5月8日に2類から、感染症分類が5類に移行されるということで決定されております。

現在、京都府の方からの指導の下で、救急隊が京都府入院コントロールセンターに病院選定を依頼し、コロナに対しては対応しております。

今後、国の方の方針としまして、通常の救急と同じように、救急隊が病院選定をしていくようにという指示が出ております。

また、医療機関につきましても、医療機関がそれぞれ搬送先を決めていくというようなことになっておりますので、それに準じて、今後、京都府、また保健所等と協議しながら、5月8日に向けて動いていきたいと思っております。

○天野俊宏議長 中村議員。

○中村 歩議員 ありがとうございます。本当に日々、命の最前線の現場でご尽力いただいている職員の皆さんに、本当に敬意を表したいと思ひますし、職員の皆さんに過度な負担がかからないように適切な体制をとっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○天野俊宏議長 福島議員。

○福島和人議員 2点ほどお聞きします。予算資料の9ページの住宅用火災報知器ですけど、今回も、火災1件で、報知器が義務づけのところで、なかったということと、年々乙訓消防組合も、今回80.8%ということで、かなり落ちてるのですけども、今年は何か特別な、そういう啓発というか、しかも電池も交換の時期に来てるというか、もう買い替える時期に来てるのですけど、そこら辺、何か今年度、特別な何か、考えておられ

ますか。

○天野俊宏議長 松岡消防長。

○松岡隆司消防長 乙訓の設置率は、全国的にも若干ちょっと低く推移しております。現在、再任用職員の雇用も増えている状況もございます、そういった職員の知識とカーニーズ、こういったところを、住警器の設置推進に、来年度は力を入れていきたいということで対応していきたいと思っております。

○天野俊宏議長 福島議員。

○福島和人議員 またコロナも、大分、5類の方が変わることなので、しっかり訪問等していただいて、啓発もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、あと1点、予算書12ページの需用費の被服費ですけど、今回、これで全体のどれくらい入れ替えというか、なるのですか。

○天野俊宏議長 岡本部総務課長。

○岡 正幸本部総務課長 防火衣につきましては、一応3年計画しております。ですので、3分の1ほど変わるといふことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○天野俊宏議長 福島議員。

○福島和人議員 こういうものを年々、いろいろなものが出てくると思ひますが、命を守る大事なものですから、しっかり計画立ててやっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。要望にしときます。

○天野俊宏議長 ほかに、質疑ございますか。

米重議員。

○米重健男議員 予算資料の方、12ページの救急安心センターきょうとへの相談件数なのですが、これは、救急車が必要になったもの179件と、合計なっていますが、実際に救急車要請された件数ではないという注意書きありますけれども、これ、実際に要請された件数というのはいくら分らないのでしょうか。

○天野俊宏議長 竹上本部救急課長。

○竹上本部救急課長 こちらの、救急車が必要と、赤の部分ですけども、179件と示しております。これはあくまでも安心センターの方が、救急車が必要と判断して指導した部分であって、これを119番通報に至ったかどうかといふのは、こちらの方、把握できておりません。

○天野俊宏議長 米重議員。

○米重健男議員 これですけれども、安心センターの方で救急車必要と判断されたわけですね。その場合といふのは、直接、安心センターの方から救急の方に、そういった報告が来るといふことでなく、もう本人さんが掛けてくるといふことでよろしいのですか。

○天野俊宏議長 竹上本部救急課長。

○竹上本部救急課長 はい、そのとおりでございます。安心センターは指導までで、指導を受けた相談者、そちらの方が119番通報されます。

- 天野俊宏議長 米重議員。
- 米重健男議員 この安心センターに掛けるのではなくて、直接消防の方にこういう救急通報があった場合、救急出場しないということってあり得るのですかね。
- 天野俊宏議長 高橋本部次長兼警防課長。
- 高橋義彦本部次長兼警防課長 直接指令室の方に電話があった場合につきましては、その内容を確認して、緊急性がある場合は、救急出動させるということでご理解いただきたいと思います。
- 天野俊宏議長 米重議員。
- 米重健男議員 これ、そうしますと、安心センターを介さずに、179件、全部救急に来た場合は、出動しているという理解でよろしいのですか。
- 天野俊宏議長 高橋本部次長兼警防課長。
- 高橋義彦本部次長兼警防課長 病院紹介の相談であれば案内をさせていただきますが、内容を聴取して、救急出動が必要であれば出動させていただくということでございます。
- 天野俊宏議長 米重議員。
- 米重健男議員 もう1点確認させていただきたいのですが、この救急安心センターきょうとの、この救急車が必要という判断基準ですけれども、これは消防の方での判断基準と同じものですかね。
- 天野俊宏議長 竹上本部救急課長。
- 竹上本部救急課長 国の方が出しております緊急度判定資料があります。京都府がそれに基づいて判定していただくように資料を提出して契約をしていると聞いております。
- 天野俊宏議長 米重議員。
- 米重健男議員 それは実際に消防の現場で判断されてる基準と同じものを利用されているという理解でよろしいですか。
- 天野俊宏議長 竹上本部救急課長。
- 竹上本部救急課長 また別のものになりまして、オペレーター等が、そのものに従って、緊急度があるのか、非緊急なのか、その辺を含めてトリアージがされます。
- 天野俊宏議長 松岡消防長。
- 松岡隆司消防長 オペレーターの方につきましては、医療に従事している方が就かれているということで伺っております。そういった、我々も専門的な目線で判断はなされているところと考えております。
- 天野俊宏議長 米重議員。
- 米重健男議員 わかりました。ということは、消防の方でも大体出場されるようなことで、この救急車行きますよというふうに指導されてるという理解をさせていただきます。そうしますと、本人さんのところで、ちょっとどのように、そう理解して、119に掛けられたか、掛けられてないかという判断をされたのかは、ちょっと分かりませんが、これも、一般的に消防ですと、こういう通報掛かってきたら、必ず救急車の方、

出動していただいていると思うんです。

ちょっとやっぱり、安心センターを挟むことで、本人さん、どう思っているかわかりませんが、必要なときに救急車、手配できていないことが発生してるのじゃないかなと思うのですけれども、これについては、いかがですか。

○天野俊宏議長 松岡消防長。

○松岡隆司消防長 安心センターの方につきましては、不安に思われる住民の方々のそのメンタルの部分の対応がかなり充実しているということで、うちより先行してされております政令市なんかでも、その回答、出ております。

緊急性があるということであれば、すぐに119番するというので、乙訓消防でもホームページなりを通じて広報しておりますし、不安に思われる方の相談窓口という位置づけで対応がなされております。

その中で、やはり専門の医療従事者が判断されて、これは緊急性があるということ、その問い合わせをされた方々に、119番通報を指導されているということになってございます。

○天野俊宏議長 米重議員。

○米重健男議員 わかりました。白から橙色というのは、そういう形で本来の業務として立てられて、やられていると思うのですけれども、赤のこれについては、基本的に救急車の判断、必要と向こうも判断された場合、消防との連携というのは、されないものなのですかね。まだ検討もされていないということ。

○天野俊宏議長 中小路管理者。

○中小路健吾管理者 基本的に、119番通報入ったものというのは、組合として出場するというのが大前提でお考えいただけたらと思います。

その前に、実際に必要かどうかというのを迷われた方が電話をされ、その上でトリアージがされているということになりますので、ここに掛かってきた方というのは、統計としてしっかり取っているわけではありませんけれど、基本的にそこで、やっぱり119番通報してくださいよと言われたら、119番されているものというふうに我々は認識をしておりますし、それに基づいて119番通報されたら、確実に救急車が、当然行っているということですので、そこにワンクッション、安心センターから入るよりも、やはりその方が所在されている場所から119番されるという方が、より早期に対応ができるものだというふうに考えておりますので、ある意味、その間に連携を、今後していくというようなことについては、考えておりません。

○天野俊宏議長 ほかに、質疑ございませんか。

福島議員。

○福島和人議員 今の安心センターですけど、これは元々助かる命を一人でも多く、それと、あとは、救急の現状が、救急車の台数も限られてますので、それをワンクッション置くということは、京都府がやられている事業ですけども、これだけの橙色ですか、自

力で直ちに受診というか、翌日でもいいし、その後、行かれてる、そういう方を募ることによって、これだけの人数で、これだけ、179名の、本当に急ぐ者がしっかりと保障されている制度ですので、本来素晴らしい制度ですので、またしっかりと、今の連携等々、ありますけど、なかなか、やっぱり管内の、どこに住まわれているか、そこまでは、このセンターでは把握難しいと思いますし、これがよりいいものになるように、しっかり取り組んでいていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○天野俊宏議長 ほかに質疑ございませんか。

米重議員。

○米重健男議員 資料11ページの大阪ガスからの通報の件ですけど、向日市が何か飛びぬけて多いのですが、これは何か原因とか理由というのがございますか。

○天野俊宏議長 高橋本部次長兼警防課長。

○高橋義彦本部次長兼警防課長 向日市管内については、以前から設置、数多くされているということで、特に理由はないと思うのですが、確かに以前からちょっと向日市さんの方は多い傾向はありました。理由については判明しておりません。

○天野俊宏議長 ほかに、質疑ございませんか。

米重議員。

○米重健男議員 救急搬送に関する実態のところ、最長時間の分ですね、大体5時間近くかかっておられるのですが、これはどういうことでしょうか。

○天野俊宏議長 竹上本部救急課長。

○竹上本部救急課長 救急搬送に関する実態の部分ですね。ここの救命センターの覚知から病院到着の最長時間147分の部分でよろしいでしょうか。

○米重健男議員 ごめんなさい、予算資料の7ページ、その7救急搬送に関する実態のところ、2番のところ、救急救命センター搬送状況の2の分ですね、覚知から病院到着の最長時間で281分となっておりますけれども。

○竹上本部救急課長 これにつきましては、新型コロナ感染症の患者さんで、自宅におられた患者さんなのですが、医療機関にかかっておらず、簡易キットで検査をされた患者さんなのですが、この方が、京都府の陽性者登録センターに登録されておらず、消防側が自力で病院選定をする方になっておったのですが、このとき、約30件近く病院選定しておりますが、依然決まらず、結果的に近隣の開業医の先生に往診していただき、そこで簡易キットで再度陽性を確認されて、京都府の発生登録をされたことで、京都府入院コントロールセンター、こちらの方に搬送先の依頼をしたところ、何とか京都医療センターの方に搬送先が決まりまして、先生が来ていただいたり、発生登録の届出をする、受理されるまでの時間に、かなり時間を要したというところで、この時間がかかっている次第でございます。

○天野俊宏議長 米重議員。

○米重健男議員 そうしますと、今度、5月から5類移行になりますと、こういった事例

は増えてくるということですか。

○天野俊宏議長 竹上本部救急課長。

○竹上本部救急課長 先ほども説明にございましたが、5類になることで、救急隊も通常の救急と同じように、病院選定、また医療機関の方も、医療機関がそれぞれ選定をするのですが、今まで感染症の指定病院が主でありましたが、今後は一般の医療機関、二次医療機関等でも積極的にコロナの患者さんを受け入れるようにということで指導が下りておりますので、その辺は受けていただけるかと思っております。

ただ、搬送困難は発生する恐れはあると思いますので、そこにつきましては、京都府が現状の入院コントロールセンター等を、今後どう残していかれるかというのは、現在、京都府の方で協議されている次第でございます。

○天野俊宏議長 ほかに、質疑ございませんか。

米重議員。

○米重健男議員 調査資料の4番ですね、消防職員委員会の開催状況なのですが、これが、提出意見の中で、審議結果について、実施決定とされたものと実施困難にされたもの、1件ずつございますけれども、これ、どのようなものなののでしょうか。

○天野俊宏議長 岡本部総務課長。

○岡 正幸本部総務課長 内容についてですが、まず今回6点ほどございまして、内容につきまして、乙訓消防として、中長期的な目標を掲げて、中堅職員も入れ込んでプロジェクトチームをつくり、目標を設定してはどうかという内容、また、火災現場における発がん性物質への対策、それから、昨今、夏の猛暑の対応として、ポロシャツの導入、それから、予備救急車の運用について、また、向日消防署での電波状況の改善についてというような内容が出てきておりました。

これにつきまして、実施が困難であると決定されたものにつきましては、中堅職員等を入れたプロジェクトチームによる中長期的な目標というところで、まずすぐには困難であり、まずは、所属課内で一度検討していただいて、それを最高意思決定機関であります幹部会議の方に上げていただければということで、結果が出ております。

実施が適当であると決定されたものにつきましては、火災現場における発がん性物質対策につきまして、まず研修を行うこと、それから、防火フード、これの導入に向けて今後検討していくという内容で出ております。

ポロシャツ、予備救急車につきましては、まだ諸課題が残っておるというところで、さらに検討を進めていくというような結果となっております。以上のような状況でございます。

○天野俊宏議長 米重議員。

○米重健男議員 ありがとうございます。消防につきましては、職員の組合もございませんことから、ぜひ意見のくみ上げと反映はしっかりといただければと思います。よろしく願いいたします。

○天野俊宏議長 ほかに、質疑ございませんか。

中村議員。

○中村 歩議員 予算資料の6ページの消防力の充足率について、1点だけお聞きしたいのですけれども、長岡京市の駅前にタワー型のマンションが建設をされてまして、完成後は50メートル近いタワー型のマンションになるということなのですけれども、こういった建物に対して、対応ができる消防車両の整備というのは、今後、どのようにされていかれるのでしょうか。

○天野俊宏議長 高橋本部次長兼警防課長。

○高橋義彦本部次長兼警防課長 当組合のはしご車につきましては、35メートル対応できるのですが、それ以上の高さにつきましては、消防用設備で対応するという形で考えておりますので、よろしく申し上げます。

○天野俊宏議長 中村議員。

○中村 歩議員 具体的にどういうこと、高さ以上の対応とは、どのように。

○天野俊宏議長 高橋本部次長兼警防課長。

○高橋義彦本部次長兼警防課長 35メートル、大体11階ぐらいの高さにつきましては、はしご車で外から放水とかができるのですけれども、当然それ以上の高さになりますと、届きませんので、連結送水管とか、その他の建物の設備で消火などの対応をするということと理解していただけたらいいかと思えます。

○天野俊宏議長 中村議員。

○中村 歩議員 わかりました。ありがとうございます。

○天野俊宏議長 ほかに、ございませんか。

米重議員。

○米重健男議員 消防指令センター共同運用の実施設計の負担金の方、上がってきておりますので、共同運用について2点ほど確認させていただきたいことがあります。

1点目ですけれども、まずこの共同運用ですけれども、これまで進めて、他市町村などでも進められてきた、国の方で進めてきた消防広域化、これで、市町の個別の消防署が廃署になって、統合されていくというようなこともありました。

そういう方向にはならないのですかという確認と、あともう一つ、消防指令センターですので、1か所に集中することになると思います。

大規模災害時に、そこが直撃を受けた場合、ほかの指令機能というのが麻痺していくようなことになるかなと思うのですが、そういった抗堪性への配慮というか、対応というのをどうされる予定なのかなと。今後検討されるということでしたら、どの辺で検討されることになるのかなというのを、教えていただければと思います。

○天野俊宏議長 松岡消防長。

○松岡隆司消防長 1点目の消防の広域化の件なのですけれども、現在、進んでおりますのは、消防指令センターの共同化についての検討が進められております。消防の広域化

については、踏み込んだ検討はないということです。

次の、センターのバックアップ的な、お話をされているのかなというふうには思うのですけれども。

220万規模の指令センターの共同化になってまいりますと、それぞれの消防本部にも、第三者通話ということで、場所が分かりにくい場合、地域の消防の担当者につながるような回線、こういった確保も検討の中に上がっておりますし、大規模な災害が輻輳した場合にどういった対応するかということで、そういった場合に、各所署でも対応できるような簡易的な指令装置を残しておくというような検討も進められております。

また災害時、大規模地震ということで、電話回線の会社が、回線が切れて対応できないというようなことも想定されますが、そういった部分についても、複数社の電話会社と連携した中で、バックアップ体制をとるといったようなことの検討も進んでございます。

○天野俊宏議長 米重議員。

○米重健男議員 広域化についてはよく分かりました。今後とも、市町の消防、統廃合ということにならないように、あまり広域化ということは進めていただかない方がいいのかなと思っております。

もう1点、抗堪性の問題ですけれども、1つお伺いしたいのですが、消防指令センターそのものが機能停止した場合というのは、どういうふうを考えておられるのかなと思ひまして。

○天野俊宏議長 松岡消防長。

○松岡隆司消防長 先ほども申し上げましたけれども、現在の指令センター、乙訓消防組合のセンターにつきましても、バックアップ体制はとっております。

一つのシステムが止まった場合にも、もう1本の方で運用できるような形はとっております。新しいセンターの方についても、そういった体制は取られるということで、検討が進んでおりますし、もう1点は、それぞれの消防本部でも受信が、非常時の場合はできると、地域の119番にはできると、そういった形の簡易的な指令を受ける体制も検討の中に上がっておりますので、その辺で対応はしていけるのかなというふうを考えております。

○天野俊宏議長 米重議員。

○米重健男議員 そうしますと、そういう大規模災害時の場合は、基本的に、消防指令センターが機能停止したような場合については、各市町の消防本部でまた指揮をとるということになるという理解でよろしいですか。

○天野俊宏議長 松岡消防長。

○松岡隆司消防長 基本的には、消防指令センターは、自らのバックアップ体制で機能していくということで整備されていくところと考えております。

それを超えるような場合が発生した場合にも、さらに3次的な対応として、消防本部にも通話できるような体制も検討されているということでございます。

○天野俊宏議長 ほかに、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。
議案第4号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第4号 令和5年度乙訓消防組合一般会計予算については、原案どおり可決されました。

ここで、議事の都合により暫時休憩します。

休憩 (午前11時12分)

再開 (午前11時29分)

○天野俊宏議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

よって、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、波多野庇砂議員から、乙訓消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての議案が提出されました。

ここでお諮りいたします。

本件を日程に追加し、議題とすることご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

○

○天野俊宏議長 それでは、日程9、議案第5号 乙訓消防組合議会個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

波多野議員。

○波多野庇砂議員 日程9、議案第5号 乙訓消防組合議会個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由をご説明いたします。

令和3年5月19日に公布されました、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正されました。

これに伴い、国・地方公共団体・民間業者における個人情報に関する法体系が一本化

され、令和5年4月1日から、全国共通のルールとして適用されることとなりますが、議会は共通のルールの適用対象から除かれているため、議会独自の個人情報保護制度を設ける必要があります。

共通ルールを踏まえ、乙訓消防組合議会における、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な事項を定めるとともに、乙訓消防組合議会が保有する個人情報についての個人の権利を明らかにすることにより、事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護するため、本条例を新たに制定するものです。

また、附則において、乙訓消防組合情報公開・個人情報保護審査会に関する条例及び乙訓消防組合情報公開・個人情報保護運営審議会に関する条例の一部改正を行い、本則で規定する同審査会及び同運営審議会への諮問に対応するものです。

なお、本条例の施行期日については、令和5年4月1日からといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○天野俊宏議長 ただ今、波多野議員から提案理由の説明がありましたが、本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

米重議員。

○米重健男議員 改めまして、先ほどの議運でも申させていただきましたけれども、日本共産党といたしましては、二市一町の方で対応が異なりますことから、この件に関しましては留保させていただきます、退席とさせていただきますと思います。

中村 歩議員。

○中村 歩議員 私も同様に、留保し退席させていただきます。

○天野俊宏議長 米重議員及び中村議員から、本件についての退席の申出がございましたので、退席願います。

それでは、改めて、本件について質疑、討論を省略し、直ちに採決することについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第5号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第5号 乙訓消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際でありますので、何かほかにごございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、ご意見もないようですので、ここで安田副管理者から発言の申出がありますので、この際、これを許可します。

安田副管理者。

○安田 守副管理者 貴重なお時間を頂戴いたしまして、私、任期最後の議会となりますので、ご挨拶させていただきます。

こここのところのコロナで、消防体制が非常に厳しいと言いますか、感染防止など、特に救急車の運用が厳しかった記憶があるというのは事実であります。

思い起こしますと、2003年に消防議会に初めて来て、福島議員と進藤議員にご指導いただきながらやってまいりましたけれども、あの頃と比べ、20年間ですごく変わったなと思っています。

例えば、自然災害が大幅に多くなってきましたし、火災は減ってきました。消防自体が、その時々状況に応じて変化しなければならないなと感じております。

いずれにしても、二市一町が災害のないまちでありますように祈りまして、最後のご挨拶にさせていただきます。

ありがとうございました。

○天野俊宏議長 これをもちまして乙訓消防組合議会令和5年第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時36分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓消防組合議長 天 野 俊 宏

乙訓消防組合議員 島 一 嘉

乙訓消防組合議員 波多野 庇 砂